諸外国における制度概要

資料２

	韓国	スペイン	ドイツ（ヘッセン州）
根拠法令	ストーキング犯罪の処罰等に関する法律	Ley Orgánica 1/2004, de 28 de diciembre, de Medidas de Protección Integral contra la Violencia de Género. （ジェンダー暴力に対する総合的保護措置に関する法律）	Hessisches Gesetz uber die offentliche Sicherheit und Ordnung （ヘッセン州公共安全秩序法）
対象犯罪	ストーキング犯罪	ジェンダー暴力 （ストーカーを含む）	犯罪類型の限定なし
対象者	暫定措置対象者（ストーキング犯罪の円滑な取調べ・審理又は被害者保護のため必要があると認められた者）	ジェンダー暴力を原因として予審・捜査段階にある者	他人の生命、身体又は自由を著しく危うくすると推認される者等
手続	警察官の申請又は職権に基づき、検察官が裁判所に請求し、裁判所が決定	裁判官が暫定的な措置として命令	警察が申請し、裁判所が決定 （緊急時には事後的に決定）
常時監視の有無	位置追跡管制センターが加害者及び被害者の位置を常時把握	電子制御センター（COMETA）が加害者及び被害者の位置を常時把握	無 （被害者又は被害者の住居等から、個別の事案ごとに定められた距離以下に加害者が位置する場合、合同監視センター（GÜL）が加害者及び被害者の位置情報を把握）
通知場面	加害者が、被害者又は被害者の住居等から1km以下に接近した場合	加害者が、被害者又は被害者の住居等から、裁判官が個別の事案ごとに定める距離（500m以上が推奨されている）以下に接近した場合	加害者が、被害者又は被害者の住居等から、個別の事案ごとに定められた距離以下に接近した場合
通知内容	警察には、接近した事実並びに加害者及び被害者の位置情報を通知 被害者には、接近した事実及び加害者の位置情報を通知	警察には、接近した事実に加え、必要に応じ、加害者及び被害者の位置情報を通知 被害者には、接近した事実を通知	警察には、接近した事実に加え、必要に応じ、加害者及び被害者の位置情報を通知 被害者には、接近した事実を通知
装着期間	最長９か月（有効期間３か月＋延長２回まで）	裁判官が個別に判断	６か月（裁判所の決定により、各３か月の延長を無制限に可能）
機器の装着部位	原則足首	原則足首 ※　スマートフォン型の端末を別途携帯	足首